



協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 いろは

協会けんぽ広島支部  
マスコットキャラクター  
健康 かえで

協会けんぽ

広島支部からの

お知らせ

2025年

9月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

## 協会けんぽ広島支部移転のお知らせ

協会けんぽ広島支部は**令和7年9月16日(火)**に移転いたしました。  
ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



新住所

〒732-8512

広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

※個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません。

電話番号

082-568-1011 (代表)

※電話番号の変更はありません。

最寄り駅

JR各線「広島駅」

詳しくは  
こちら



## 「健康経営優良法人2026」の申請受付が始まりました!

**健康経営優良法人**とは、経済産業省と日本健康会議が特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰する制度です。健康経営を推進している企業として、**全国的にPRすることができます。**

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### ●健康経営優良法人2026のスケジュール

| 部 門      | 申 請 期 間                           | 認 定     |
|----------|-----------------------------------|---------|
| 大規模法人部門  | 令和7年8月18日(月)～<br>令和7年10月10日(金)17時 | 令和8年3月頃 |
| 中小規模法人部門 | 令和7年8月18日(月)～<br>令和7年10月10日(金)17時 | 令和8年3月頃 |

認定を受けると「ロゴマーク」が  
使用可能になります!



「健康経営優良法人2026」中小規模法人部門の申請には  
「ひろしま企業健康宣言」のエントリーが必須です

申請は  
「ACTION!健康経営」  
ポータルサイトから



## 「ひろしま企業健康宣言」参加事業所を 募集しています!

健康経営優良法人(中小規模法人部門)に申請するためには、**「ひろしま企業健康宣言」**にエントリーすることが必須です。職場の健康づくりの第一歩として、まずは「ひろしま企業健康宣言」を始めませんか?

従業員の皆様がいきいきと活躍できる健康的な職場を広島支部とともにつくっていきましょう!

詳しくはこちら



広島県内  
**5,000社**  
突破!



# マイナ保険証をお持ちでない方へ「資格確認書」を送付します



現在お持ちの健康保険証は、令和7年12月2日から使用できなくなるため、**マイナ保険証をお持ちでない方**(※)に資格確認書を送付します。

|          |                                                                                             |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 送付対象者    | 令和6年11月29日までに資格取得の決定をされ、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方<br>※対象者がいる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月に郵送しています。 |
| 送付時期(予定) | 令和7年7月下旬～令和7年10月下旬<br>※広島支部の加入者は令和7年10月に送付予定                                                |
| 送付方法     | 被保険者様の住所に特定記録郵便で送付(被扶養者様の資格確認書も同封)<br>※5名以上の場合は複数の封筒で送付するため、到着時期が異なる可能性があります。               |

## ※マイナ保険証をお持ちでない方とは

- マイナナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

## 事業主様へのお願い

被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度送付します。事業所のご担当者様は速やかな配付にご協力をお願いします。

### Q1 なぜ家族全員分の資格確認書がないのか？

A1 資格確認書はマイナ保険証による資格確認を受けられない加入者様にお送りしています。

### Q2 既に資格確認書を持っている。どちらを使えばいいのか？

A2 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものは同封の返信用封筒でご返却をお願いします。

### Q3 今持っている健康保険証はどうしたらよいのか？

A3 令和7年12月1日までは、健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。

### Q4 資格確認書が届いたがすでに健康保険の資格を喪失している。どうしたらよいのか。

A4 同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

## 令和7年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかの再確認を毎年度実施しています。

被扶養者の再確認は、加入者みなさまの保険料負担の軽減にもつながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

### 確認の対象となる方

※右記①～③のいずれかに該当する被扶養者がいない場合は被扶養者状況リストは送付されません。

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和6年中の課税収入額が130万円(60歳以上は180万円)の金額を超過している方(18歳未満の者や直近で認定された者を除く)

送付時期(予定) 令和7年10月中旬から10月下旬にかけて順次送付

提出期限 令和7年12月12日(金)

### 令和6年度の実績

- 扶養解除者数……………約6.3万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) ……約11億円



確認の対象となる方が今年度から変更となっています。

## 協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年9月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部

〒732-8512 広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)  
平日のみ 8:30～17:15  
※おかけ間違いにご注意ください



## 今月の TOPICS

## 電子処方箋を使ってみませんか？

電子処方箋を利用すると、処方・調剤された薬をマイナポータルですぐに確認できます。過去3年間分の薬を確認できるので初めての医療機関・薬局に行く際にも、過去に服用したことのある薬を簡単に調べられて便利です！

電子処方箋のメリットや利用方法などの詳細はこちら(厚生労働省ホームページ)

